

こどもの居場所運営事業仕様書

1. 目的

本事業は、本市の目指す「元気な子どもが育つまち」の実現を目指し、こどもの主体性が尊重され、安心して過ごすことができる「こどもの居場所」について、市内で活動する団体に委託し、「関係性の貧困」に陥らず異年齢同士の交流や多様な体験を得る場を創出することで、こどもの自己有用感や社会性を育むことを目的とする。

2. 件名

入間市こどもの居場所運営事業業務委託

3. 業務期間

契約日から令和8年2月28日まで

4. 委託料

委託料の上限は49,500円（消費税4,500円を含む）とする。

5. 委託業務の概要

(1) 運営費用

- ①委託業務は、委託料と参加費等をもって実施すること
- ②参加費の設定は、無料またはこどもが参加しやすい金額とすること

(2) 履行場所

- ①市内公共施設等における実施を基本とし、選定にあたっては事前に市と調整を図ること
- ②無料もしくは安価に使用できる場所とするなど、参加者の負担軽減に配慮すること
- ③こどもが安全で安心して参加できるよう配慮すること

6. 委託業務の内容

委託業務の企画及び運営において、次の要件を全て満たすこと

- ①入間市在住・在学の小学生以上のこどもを対象とすること
- ②団体所属会員など特定のこどもに限らず、広くこどもが参加できる事業とすること
- ③委託の期間中に2回以上実施すること
- ④受託者は安全に配慮した運営を行うこと
- ⑤日ごろの取り組みを主体としつつ、国のこどもの居場所づくりに関する指針「第3章こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点」を考慮し、指針にある「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所づくり」ができるよう、こどもたちの意見に寄り添い、支援に取り組むこと。

7. 業務運営上の注意点

(1) 参加者の取り扱いについて

- ①参加を希望するこどもは、特別な事由が無い限り全て受け入れることを基本とすること
- ②身体及び心理的障害のあるこどもの参加に当たっては、合理的な配慮を欠かさないこと
- ③参加者の扱いは、公平、公正であること
- ④参加者に対して、受託者が実施する他の事業への参加を強要しないこと
- ⑤受託者が実施する他の事業への参加を前提としないこと
- ⑥受託者の関係者（会員・家族等）が当該事業に応募しないこと

(2) 法令等の遵守及び秘密の保持

- ①コンプライアンス、個人情報保護及び守秘義務を順守すること
- ②本業務を実施するために集めた個人情報は、個人情報保護法の趣旨に沿って運用し、他の用途に使用しないこと
- ③本業務を行うにあたって知り得た情報を本市の書面による承諾なく、本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供し、もしくは利用させてはならない
- ④本業務の履行上知り得た秘密は、本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。本業務の完了後も同様とする

(3) その他

- ①事業の実施に要する経費のうち、次の経費が委託料の対象とする。
対象経費：消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場借り上げ費、旅費・交通費など
対象外経費：恒久的人員に係る人件費、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体構成員の親睦等のための会合および飲食にかかる経費
- ②業務の実施にあたっては、参加者及びその保護者、又は市民に対して説明責任を果たすことに十分に配慮すること
- ③参加者の安全上の配慮を充分に行い、緊急時の対応を事前に考え、取り決めておくこと
- ④その他、「こどもの居場所運営業務委託募集要領」に基づき、実施すること

8. 発注者

入間市長 杉島理一郎